

出産・子育て応援交付金を活用した支援について ～出産・子育て応援ギフト～

稲沢市では、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるように、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実と、経済的支援（出産・子育て応援ギフトの支給）を一体的に実施します。

1. 誰がもらえるの？（支給対象者）

- ・ 出産応援ギフト
妊娠の届出をした妊婦
- ・ 子育て応援ギフト
出生した対象児童を養育する方

※どちらのギフトも対象者の所得制限はありません。

2. 何がもらえるの？（支給内容）

- ・ 出産応援ギフト
妊婦 1 人あたり現金 5 万円
- ・ 子育て応援ギフト
出生児童 1 人あたり現金 5 万円

3. どうしたらもらえるの？（支給方法）

- ・ 出産応援ギフト
妊娠届出時に健康推進課職員と面談等を実施し、申請書など必要書類を提出することで指定の口座に振り込まれます。
- ・ 子育て応援ギフト
出生届出から新生児訪問又はこんにちは赤ちゃん訪問(生後 4 か月頃まで)で面談等を実施し、申請書など必要書類を提出することで指定の口座に振り込まれます。

4. いつまでに申請する必要があるの？（申請期限）

- ・ 出産応援ギフト
妊娠中
- ・ 子育て応援ギフト
こんにちは赤ちゃん訪問の実施期間である生後 4 か月頃までの間

※やむを得ない特別な事情で申請が間に合わない方は、裏面の問合せ先へご連絡ください。

1. 妊娠届出、出産を里帰り先の市区町村にて実施した場合、出産・子育て応援ギフトはどうなりますか？

妊娠届出、出産を里帰り先の市区町村にて実施した場合であっても、申請時点で居住する住所地の市区町村へ申請をお願いします。

この場合、妊娠届出時や出産後の面談等の実施が確認できた上でギフトを支給することになります。

2. 妊娠届出後や出産後に転居した場合、出産・子育て応援ギフトはどうなりますか？

転居元市区町村でギフトの支給を受けていない場合は、転居後の市区町村へ申請をお願いします。

この場合、転居元の市区町村で面談等を実施していても、転居先の市区町村で再度面談等を実施した上でギフトが支給されます。

なお、いずれのギフトも、複数の市区町村から二重に受けることはできません。

稲沢市では、現金で支給しますが、市区町村によって支給内容が異なることがあります。

3. 妊娠届出後に流産・死産・中絶した場合、出産・子育て応援ギフトはどうなりますか？

○出産応援ギフトについて

妊娠届出後に流産・死産した場合は、出産応援ギフトの支給対象となりますので、面談実施の有無に関わらず申請書の提出のみをもって、出産応援ギフトを支給します。

妊娠届出後に面談を受け、その後に人工妊娠中絶した場合は、出産応援ギフトの支給対象となります。

○子育て応援ギフトについて

胎児が死産した場合は、出生届出がされないため、子育て応援ギフトの支給対象とはなりません（出産応援ギフトの支給を受けることは可能です）。

一方、出生後に死亡した場合は、出生届出と死亡届出がなされるため、子育て応援ギフトの支給対象となりますので、面談実施の有無に関わらず申請書の提出のみをもって、子育て応援ギフトを支給します。

4. 出産・子育て応援ギフトの受け取りについて

○申請する際に指定する銀行口座は、支給対象者の名義に限定されますか？

受け取り口座は、基本的には、支給対象者（申請者）ご本人の銀行口座を指定いただくこととなりますが、銀行口座をお持ちでない場合は、同じ世帯に居住する親族の口座を指定することができます。（その場合は、委任状の提出が必要となります。）

○申請してから、どのくらいの期間で振り込まれますか？

申請を受理してから、申請書等に不備がなければ、およそ1～2か月で振り込まれます。

なお、申請書の審査終了後、支給決定（振込予定日記載）のお知らせを郵送します。

問合せ先

稲沢市役所 子育て支援課 子育て支援グループ
〒492-8269 稲沢市稲府町1番地
電話：0587-32-1299